

発注情報詳細（物品・委託等）

公表日	平成30年8月21日（火）	契約番号	5024
入札方法	公募型指名競争入札（入札書の持参による）		
委託名	田奈小学校ほか21校ポリ塩化ビフェニル含有状況調査業務委託		
履行場所	横浜市青葉区田奈町51番地13ほか		
履行期間	契約締結日から平成30年12月14日（金）まで		
発注担当課	公益財団法人横浜市建築保全公社 技術部 保全企画課 企画調整係 横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 TEL 045-306-7276 / FAX045-664-7055		
最低制限価格制度	非適用		
入札参加資格	所在地区分、企業規模	市内、中小企業	
	種 目	327:電気設備保守	順位 1位
	登録細目	(A)屋内電気又は(B)屋外電気	
	その他	<p>①横浜市契約規則第3条第1項に掲げるものでないこと及び同条2項の規定により定めた資格を有する者であること。</p> <p>②入札参加意向申出書提出期限日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>③平成29、30年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）において、登録されていること。</p> <p>④当該業務の実績（官公庁・民間問わず）を有するものであること。 ア- 電気設備工事又は点検調査業務実績を示す。 イ- 契約書、注文書等の写し（原本照合を求めるときがあります。） ウ- 報告書（報告図面をCADで作図を含む）の作成を行えること。</p>	
指名・非指名通知日及び通知の方法	平成30年8月31日（金）普通郵便にて発送		
設計図書の開覧	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）		
入札参加申込	提出書類	公募型指名競争入札参加意向申出書、業務経歴書	
	受付場所	総務部総務課契約係	
	締切日時	平成30年8月28日（火） 正午まで	申込方法 ①持参 職員に直接手渡すこと ②書留郵便 〒231-0005 横浜市中区本町3丁目30番7 横浜平和ビル8階 横浜市建築保全公社 総務部 総務課 契約係
質問	締切日時	平成30年8月23日（木） 正午まで	
	提出方法	持参、FAX又は電子メールで発注担当課に提出すること 電子メールアドレス：soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp	
	回答日時	平成30年8月27日（月） 午後1時	
	回答方法	当ホームページに掲載（ http://www.y-hozen.or.jp/ ）	
入札及び開札時間	平成30年9月7日（金）	午後2時10分	
入札及び開札場所	横浜市中区本町3丁目30番地7 横浜平和ビル8階 会議室		
支払い条件	前金払	しない	部分払 しない
契約担当課	総務部総務課契約係		電話 045-641-3124

平成30年8月 日提出

常務理事

部長

課長

係長

課員

設計者

設 計 書

委 託 名 田奈小学校ほか21校ポリ塩化ビフェニル含有状況調査業務委託

履 行 場 所 横浜市青葉区田奈町51番地13ほか

公益財団法人 横浜市建築保全公社

¥

履行期限 平成30年 12月 14日

備考

田奈小学校ほか21校ポリ塩化ビフェニル含有状況調査業務委託

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
I 点検調査費		1	式			
計						
消費税等相当額		1	式			
委託費						

田奈小学校ほか21校ポリ塩化ビフェニル含有状況調査業務委託						
細 目	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I 点検調査費						
1.ポリ塩化ビフェニル含有状況調査		1	式			
計						

田奈小学校ほか21校ポリ塩化ビフェニル含有状況調査業務委託

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1.ポリ塩化ビフェニル含有状況調査						
含有状況調査	Aランク点検対象台数 1~30個以下	6	校			
含有状況調査	Bランク点検対象台数 31~60個以下	14	校			
含有状況調査	Cランク点検対象台数 61~90個以下	2	校			
計						

【別紙 1】

委託名 田奈小学校ほか21校ポリ塩化ビフェニル含有状況調査業務委託

NO	学校名	住所	ランク
1	田奈小学校	横浜市青葉区田奈町51番地13	B
2	山内小学校	横浜市青葉区新石川一丁目20番地1	B
3	榎が丘小学校	横浜市青葉区榎が丘29番地	A
4	すすき野小学校	横浜市青葉区すすき野三丁目4番地1	A
5	もえぎ野小学校	横浜市青葉区もえぎ野16番地	A
6	元石川小学校	横浜市青葉区美しが丘四丁目31番地1	B
7	みたけ台小学校	横浜市青葉区みたけ台18番地	B
8	藤が丘小学校	横浜市青葉区藤が丘二丁目30番地3	B
9	青葉台中学校	横浜市青葉区青葉台二丁目25番地2	B
10	三保小学校	横浜市緑区三保町1867番地	B
11	竹山小学校	横浜市緑区竹山三丁目1番地16	A
12	長津田第二小学校	横浜市緑区長津田町2469番地3	B
13	上山小学校	横浜市緑区上山二丁目5番1号	B
14	川井小学校	横浜市旭区川井宿町32番地2	A
15	上白根小学校	横浜市旭区上白根二丁目45番1号	A
16	南本宿小学校	横浜市旭区南本宿町79番地	B
17	鶴ヶ峯中学校	横浜市旭区鶴ヶ峰本町三丁目28番1号	B
18	上白根中学校	横浜市旭区上白根町868番地	B
19	旭中学校	横浜市旭区今宿二丁目40番1号	C
20	南希望が丘中学校	横浜市旭区南希望が丘108番地8	B
21	旧左近山小高小学校	横浜市旭区小高町55番地の2	B
22	旧ひかりが丘小学校	横浜市旭区上白根町1306番地14	C

現場説明書

公益財団法人 横浜市建築保全公社

課長 今川 孝

- 1 委託件名 田奈小学校ほか21校ポリ塩化ビフェニル含有状況調査業務委託
- 2 委託概要 設計図書のとおり
- 3 設計図書 (1) 現場説明書
(2) 設計書
(3) 対象施設一覧表
(4) 委託仕様書
(5) 点検表等の様式
- 4 履行期限 平成30年12月14日 (金)
報告書の提出及び完了検査の合格をもって履行期限とする。

5 質問回答事項

(1) 質問の内容

下記の質問については、回答できない内容のため、質問は受け付けません。

なお、質問を受け付けない旨の、回答及び連絡は行いません。

- ア 設計図書の内容以外の事項に関する質問（調査や業務の目的等）
- イ 設計書の内容に関する質問

(2) 質問書の提出

質問がある場合のみ提出してください。質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

なお、質問の受領確認は、原則として行いません。

その他、別紙「発注情報詳細」による。

■メール

soumuka-keiyaku@bz04.plala.or.jp

■FAX・持参

公益財団法人 横浜市建築保全公社 保全企画課 企画調整係

F A X 045-664-7055

T E L 045-306-7276

■質問提出期限及び記載事項

別紙「発注情報詳細」による。

(3) 回答

回答は、ホームページ上に掲載します。

■回答掲載日

別紙「発注情報詳細」による。 それ以外の方法による回答は行いません。

6 業務計画書の提出

- (1) 提出期限 契約後 7日以内
- (2) 提出部数 2部
- (3) 記載事項 調査の日程、報告書提出日のほか、月末の出来高(%)の予定を記載する。

7 調査に関する受託者研修説明会の開催

調査に関する受託者研修説明(様式の説明及び調査における注意点等)を行います。
開催日時については後日、通知します。調査に携わる業務担当者の参加が必須です。

8 調査に関する目的及び留意事項その他

- (1) 調査は、委託仕様書に定める対象学校施設敷地内におけるポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)含有安定器、変圧器、コンデンサ等の使用状況等を調査し、「PCB含有」、「PCB不含有」、「不明」の判別を行い、改修が必要な個所と台数を特定することを目的とする。
- (2) 業務担当者は、委託仕様書に明記された資格等が必要です。
- (3) 出来高報告として、調査実施状況等が把握できる報告書を毎月第1週目に提出してください。様式については、保全公社より配付します。
- (4) 調査に先立ち、学校管理者等と十分な日程調整を行うこと。その際、必ず保全公社から委託を受けて点検を行うことを伝えること。その他詳細については、委託仕様書等によります。
- (5) 学校施設の運営状況に即した調査を行い、調査の際は、周囲の状況を十分に確認し、業務担当者の安全はもとより、学校関係者(児童・生徒及び来校者等)の安全には十分留意してください。
- (6) 健康増進法の施行による学校施設敷地内の全面禁煙化に伴い、当該敷地内では禁煙となっています。また、校門周辺及び通学路等においても禁煙の推進をお願いします。
- (7) 公社の指示により受託者は落札価格とした根拠となる見積書の提出していただくことがあります。

以 上

学校施設敷地内におけるポリ塩化ビフェニル含有状況調査業務委託仕様書

1 委託名

田奈小学校ほか21校ポリ塩化ビフェニル含有状況調査業務委託

2 履行場所

横浜市青葉区田奈町51番地13ほか

3 履行期限

契約締結日から平成30年12月14日まで

4 委託目的

対象学校施設敷地内におけるポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）含有安定器、変圧器、コンデンサ等の使用状況等を調査し、「PCB含有」、「PCB不含有」「不明」の判別を行い、改修が必要な個所と台数を特定することを目的とする。

5 調査対象施設等

(1) 調査対象施設

<調査対象校>

別紙1のとおり

<調査対象の設備等>

照明器具、受電設備、配電盤、動力盤（消火栓ポンプ、スプリンクラー、プール循環器、揚水ポンプなど）、その他電気機器等

(2) 調査対象機器

安定器、高圧トランス、低圧トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル、整流器、開閉器、遮断機、高圧コンデンサ、低圧コンデンサ、サージアブソーバ

6 調査日及び時間

調査日は学校との調整により決定すること。時間は原則として8時30分から17時15分までとする。なお、土曜日、日曜日又は祝日を指定することがある。

調査は、行事予定等学校の要望をくんで受託者が日時を調整し、学校運営に支障のないように実施すること。

7 調査方法

(1) 調査

ア 既に調査済みの機器があった場合は、その旨を【様式1】及び平面図に明記すること。

イ 照明器具についてはHf表示のあるものや同一機種であることがわかるものについては抽出調査を認めることとする。ただし、その場合は抽出調査とした根拠を写真等により示すこと。

ウ LED化された照明については断線した安定器が残っている可能性があるため、安定器が確実に存在しないことを確認すること。

エ 調査対象機器は個別番号貼付後、原則一台ごとに写真撮影する。照明器具で抽出調査を行った場合についての安定器はこの限りではないが、その根拠となる写真は残すこと。

写真は製造者名、型式等がわかるものとする（照明器具の場合は、照明器具の外観・銘板及び安定器の外観・銘板の写真とし、安定器以外の機器は機器の外観・銘板の写真とする。）。なお、安定器が使用されていない照明器具については、安定器が使用されていないことがわかる写真を撮影する。

オ 銘板を確認した調査対象機器については機器の外枠等に個別番号を明記したテープを貼り、現物及び図面、【様式1】の三つについて整合性を図ること。

カ 照明器具について、安定器が使用されている場合は、安定器の「PCB含有」、「PCB不含有」を判別し、明確に判断できない場合は「不明」として3種類に分類する。照明器具に安定器が使用されていない場合は「安定器なし」とし、【様式1】に記載する。

安定器以外の機器についても銘板等から PCB 含有の有無を判別し「PCB含有」「PCB不含有」「不明」を【様式1】に記載する。この場合、銘板のみでは PCB 含有・不含有が判別できない場合は、メーカー見解書により判別すること。メーカー見解書で「微量 PCB の可能性あり」とされた場合は、「不明（微量 PCB の可能性あり）」とする。

キ 「PCB含有」または「不明」等の改修が必要な箇所と台数を特定し書式に明記する。

ク 調査対象機器は、平面図に個別番号とともにプロットし、分類（「PCB含有」、「PCB不含有」、「不明」及び「安定器なし」）、抽出調査の実施の有無がわかるよう表示する。

ケ 照明器具等を現状復旧する。

コ 高所、その他物理的理由又は安全上の理由から、調査を行うことが困難な場合は、公社担当者に報告し指示に従うこと。

(2) 注意事項

ア 作業において疑義が生じた場合は、公社担当者に報告し指示に従うこと。

イ 照明器具等内部の調査にあたっては、破損等が起こらないよう細心の注意をもって行うこと。

ウ 施設の都合上立ち入れない建物・室等があった場合は、その旨公社担当者に報告し、別途施設管理者と調整し調査を行うこと。

エ 写真を撮影する場合は、職員や利用者等の人及び周辺のもの撮影しないこと。ただし、保全公社担当者及び施設管理者が許可した場合を除く。

オ 脚立等を使用する場合は、周囲の安全を十分に確認し、トラブルが起こらないように注意すること。

カ 調査後に後片付け・清掃を確実に行うこと。

キ 調査において発生した廃棄物等は必ず持ち帰ること。

ク 点検の際は、脚立や工具類の取扱い等、安全対策について万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は、受託者の責任において補償すること。

ケ 敷地内は全面禁煙とする。

8 納品・検査確認

(1) 納品物

ア 調査報告（調査日、施設名、調査状況、写真等）

イ 【様式1】調査リスト（学校ごとに作成）

ウ 平面図（学校名、建物等ごとに整理し、【様式1】調査リストの個別番号と整合性をとること。）
（平面図はプロット図とし CAD にて作成のこと（平面図の CAD データ配布））

エ 照明器具及び調査対象機器の写真（学校名、建物等ごとに整理し、【様式1】調査リストの個別番号と整合性をとること。）。照明器具の場合は照明器具と安定器、トランス等は機器の写真とするが、いずれも銘板を含めること。

オ 安定器については、各学校について、蛍光灯安定器、水銀灯安定器といった種類ごとの PCB 含有安定器の数及び改修台数を出すこと。

安定器以外の機器についても、「PCB 含有」「不明」について、改修箇所と台数を特定すること。

カ 調査対象機器の「PCB 含有」、「PCB 不含有」、「不明」の判定根拠（機器の個別写真、安定器ごとの証明書、メーカー見解書、その他必要な根拠資料）

キ 上記ア～カの書類すべてのデータを記録した電子データ

(2) 納品部数等

納品物は、それぞれ2部を納品すること。納品後、内容に不備や不完全が発見された場合は、受託者の責任により直ちに補正すること。なお、費用負担は受託者が負うこととする。

(3) 納品物の納入期限

委託履行期間満了日とする。

(4) 検査確認

委託契約約款の規定に基づき完了検査確認を行い、合格をもって検収とする。

【*1：資源循環局所定のものを教育委員会事務局施設課にて準用することとする】

9 業務計画書の提出

契約締結後7日以内に、業務計画書(組織表、緊急時連絡体制表、施設調査者一覧表等)を提出すること。

10 安全対策

(1) 受託者は、本委託の履行に際し、労働安全衛生法、PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（平成17年2月10日厚生労働省労働基準局長）及びその他関係法令を遵守し、安全作業を行うこと。

(2) 受託者は、作業を安全に遂行するため、資源循環局各施設構内作業基準（*1）を参考とし、安全作業計画、安全処置（危険表示、足場、柵、網等）及び緊急連絡先を明確にした安全作業計画書を作成する等、安全対策に努めること。

(3) 受託作業中は作業場所の整理整頓に努めるとともに、業務完了後は速やかに機材等を搬出し、作業場所の清掃を行うこと。

(4) 作業従事者は作業に適した衣服を着用し、名札等で業者名を明確にすること。

11 機密保持

受託者は、本委託の履行により知り得た情報等を保全公社の承諾なしに第三者に公開してはならない。

12 履行上の注意

(1) 本委託の履行に際し、保全公社及び施設管理者と協議のうえ施設運営に支障を来さぬよう留意すること。

(2) 本委託の履行に際し、調査に必要な電気工事士等の有資格者又は同等の経験を有するものに安全かつ確実に調査を行わせること。

(3) 受託者は、本委託業務履行に際し、受託者の責任により本市、施設、及び第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任及び負担においてただちに原状に復すること。

(4) 設計書に明記されていない事項で、施行上必要性が認められた際は、双方協議を行い、軽微なものについては、受託者の負担で施行すること。

サンプル

※EXCELとPDFにて提出のこと

【ファイル名】

①EXCEL

〇〇小学校ほか～調査業務委託.xls

②PDF

〇〇小学校ほか～調査業務委託.pdf

写真(外観)

撮影日: 平成30年 月 日

撮影場所:

内容:

撮影日: 平成30年 月 日

撮影場所:

内容:

写真(反射板を外した後)

撮影日: 平成30年 月 日

撮影場所:

内容:

写真(安定器等銘板)